

情報通信審議会 有線放送部会（第18回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成19年6月21日(木) 13時00分～14時35分
於、総務省第1会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根元 義章（部会長）、関根 千佳（部会長代理）、大谷 和子
（以上3名）

第3 出席した関係職員

(1) 情報通信政策局

鈴木 康雄（情報通信政策局長）、中田 睦（審議官）、
安藤 英作（地上放送課長）、藤島 昇（地域放送課長）

(2) 事務局

松村 浩（情報通信政策局総務課課長補佐）

第4 議題（非公開にて審議）

諮問第1172号、諮問第1173号、諮問第1174号及び諮問第1175号に
関する審議

開 会

○根元部会長　それでは、時間でございますので、ただいまから情報通信審議会有線放送部会、第18回を開催いたしたいと思います。

本日は、委員5名中3名の方々が出席されておりますので、定足数を満足しております。

また、本日の会議は、情報通信審議会議事規則第9条第1項第2号（有線テレビジョン放送法第26条の2第1号、第3号及び第4号に掲げる事項に関する審議）の規定によりまして、非公開にて行います。

議 題

諮問第1172号、諮問第1173号、諮問第1174号及び諮問第1175号に関する審議

（1）事務局からの説明

○根元部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

初めに、これまでいろいろ審議を行ってきたわけですが、論点について、整理を兼ねまして、事務局よりご説明をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○藤島地域放送課長　それでは、資料18-1、論点についてという横長の資料について、ご説明をさせていただきたいと存じます。

1ページをお願いいたします。大分県の有線テレビジョン放送事業者4社からの裁定申請につきまして、去る5月24日に諮問、前回6月11日に事業者からのヒアリングを行いました。今回は3回目ということでございまして、答申に向けた部会としての意見をこれから集約させていただきたいというふうに思っております。そのため事務局のほうで、ここにあります資料のとおり論点をまず取りまとめさせていただきました。これを議論のたたき台としてさせていただきたいと存じますので、以下、順に説明をさせていただきます。

まず、考え方の方向性というものについて掲げさせていただいております。再送信同

意制度の趣旨というところからスタートしておるわけですが、裁定制度は再送信同意制度を担保する制度であることを考えると、裁定における正当な理由については、再送信同意制度の趣旨を踏まえる必要がある。再送信同意制度の立法趣旨については、「放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保する」ためのものであるとされておりますところ、放送がデジタル化されても、再送信に当たり放送事業者の編集意図等が無断で改変される可能性は依然として存在するために、放送の編集意図等を保護する必要性は現在においても妥当するものというふうに考えられます。

したがって、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合については、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、または歪曲される場合というものが該当し、その判断に当たっては、放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、または歪曲されることをうかがわしめる具体的事実を明らかにすることというものが求められるものと考えられます。

なお、「再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実」というものの内容につきましては、アナログ放送の再送信に関しては、いわゆる5つの基準というものが昭和61年の国会答弁で表明されております。他方、デジタル化等の時代環境の変化を踏まえ、再送信同意制度の趣旨として新たに加えるべき要素があるならば、その点について正当な理由に含まれ得るものというふうに、まずまとめさせていただきました。

以下、再送信によって放送の意図が害され、または歪曲されることをうかがわしめる具体的事実があるかどうか。もう1つ、デジタル化等の時代環境の変化を踏まえ、再送信同意制度の趣旨として新たに勘案すべき事項があるかどうかという観点から、ご検討を行っていただければというふうに存じております。

ということで、欄外に論点①から⑨まで、向こう側の主張に従ってまとめております。以下、順に1つずつ説明をさせていただきたいと存じます。

2ページでございます。まず論点①、放送の「地域性」及び県域免許制度との関係についてということでございます。

まず、放送事業者からの意見として、放送事業者の放送の意図の中には、個々の番組の編集意図等のみならず、当該放送の対象地域も含まれると見るべきであり、再送信をどの地域で認めるかについては、基本的には放送事業者が判断すべき事項である。放送事業者は、県域免許制度に基づき放送を行っているところ、区域外再送信は県域免許制

を形骸化するという意見でございました。

ここでの論点といたしましては、放送の意図には、放送事業者がどの地域で再送信を認めるかということが果たして含まれると考えるべきかどうか。それから、これまでの裁定においては、放送の意図を害し、または歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められない限り正当な理由はないとしているけれども、この解釈は県域免許制度を果たして形骸化しているのかどうかということであろうかというふうに思います。

考え方の方向性ですが、再送信同意制度の趣旨を踏まえると、放送の意図とは放送の編集意図を指し、放送事業者がどの地域に限定して再送信を認めるかということとは含まれないのではないか。そもそも県域免許制度は、電波による放送に関する制度であり、電波の有限希少性に基づくものであることから、有線テレビジョン放送とは直接的には関係がなく、区域外再送信を行うことは県域免許制度と矛盾するとは言えないのではないか。したがって、再送信によって放送の意図が害され、または歪曲されることをうかがわしめる具体的事実は認められず、再送信に同意しない正当な理由とは認められないのではないかというふうに整理をさせていただいております。

次に、3ページの論点②、地域限定CMについてでございます。

まず、放送事業者の意見でございますが、地域限定CMが区域外エリアで放送されると、広告主の意図に反する可能性があり、また大分県の視聴者の混乱を招くおそれがあるため、放送事業者の放送の意図を阻害するという意見でございました。

ここでの論点といたしましては、福岡県の放送事業者が放送する地域限定CMが大分県内で再送信されると、放送の意図が害され、または歪曲されることをうかがわしめる具体的事実となるのかどうかということでございます。

ここでの考え方の方向性といたしまして、広告主の意図に反するという主張には、放送の意図が害され、または歪曲されることをうかがわしめる具体的事実は認められないのではないだろうか。大分県知事から提出された意見書を踏まえても、大分県の視聴者は、福岡波の再送信を視聴する際、地域限定CMやキャンペーンCMが存在することも十分認識して視聴しているというふうに思われ、視聴者の混乱を招くという主張には、放送の意図が害され、または歪曲されることをうかがわしめる具体的事実は認められないのではないか。したがって、再送信によって放送の意図が害され、または歪曲されることをうかがわしめる具体的事実は認められず、再送信に同意しない正当な理由とは認められないのではないかというふうに整理させていただきました。

次に、4ページでございます。論点③、ワンセグ放送及びデータ放送についてでございます。

この点につきまして放送事業者からの意見といたしまして、有線テレビジョン放送事業者は、再送信を行う際にワンセグ放送を含めた形で再送信を行っているが、視聴者には一般的なワンセグ受信機でそれを視聴できる機会が提供されていない——有線テレビ放送のですね。また、データ放送を含むすべての情報サービスが忠実に再送信される保障はない。そのため、放送の意図が害されるおそれがある。将来、ワンセグの独立運用が可能になれば、ワンセグ放送で固定受信機向け放送とは別の放送素材を使用した番組を編成することも視野に入れており、その場合には、ワンセグ放送と固定受信機向けの放送の両者をトータルした編成が放送事業者の番組編成意図であるという意見でございます。

ここでの論点といたしましては、ワンセグ放送とデータ放送を含む放送すべてがそれぞれ完全に見られなければ、放送全体としての意味をなさないのかどうか。それから、有線テレビジョン放送事業者が放送に一切手を加えずに再送信したとしても、ワンセグ放送やデータ放送を視聴者が実際に視聴できなければ、放送の意図が害され、または歪曲されることをうかがわしめる具体的事実であると言えるのかどうかということであろうかと存じます。

ここでの考え方といたしまして、ワンセグ放送が見られなくとも、放送全体としての意味が失われているとは言えず、放送の意図が害され、または歪曲されることをうかがわしめる具体的事実は認められないのではないか。有線テレビジョン放送事業者が放送を受信し、それに一切手を加えずに再送信を行う場合、放送の意図を害し、または歪曲するような意思はないと認められるため、放送の意図が害され、または歪曲されることをうかがわしめる具体的事実は認められないのではないか。ただし、再送信に当たり意図的にデータ放送をカットするなどの編集行為があれば、再送信によって放送の意図が害され、または歪曲されることをうかがわしめる具体的事実と認められるのではないか。というふうにまとめております。

本件の場合でございますが、申請者は、同意が得られれば放送に一切手を加えずに再送信を行うというふうに言うておきまして、再送信によって放送の意図が害され、または歪曲されることをうかがわしめる具体的事実は認められず、再送信に同意しない正当な理由とは認められないのではないかというふうに整理をさせていただきました。

次に、5ページでございます。論点④、経営的な影響と地元放送事業者の承諾についてでございます。

この点につきまして放送事業者のほうから、区域外再送信により、地元の放送事業者にとって、視聴率や営業収入が低下し、経営的な影響が大きい。地元の放送事業者の考え方を確認することが欠かせない。経営的な影響により、放送事業者の系列ネットワーク体制の維持が困難になるという主張がございました。

したがって、ここでの論点といたしましては、再送信同意制度は放送の意図を担保する趣旨であるが、地元放送事業者の経営への影響があること及び放送事業者の系列ネットワーク体制への影響があることについて、放送の意図を害し、または歪曲することをうかがわしめる具体的事実があるというふうに認められるのかどうかという点が論点になろうかと思えます。

ここでの考え方の方向性といたしまして、地元放送事業者の視聴率や営業収入などの経営状況や系列ネットワークの維持などの金銭面または経営面の問題が放送元の放送事業者にとって大きな関心事項であることは理解できるが、そのことをもって直ちに、放送の意図を害し、または歪曲することをうかがわしめる具体的事実があるとは認められないのではないか。したがって、再送信によって放送の意図が害され、または歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められず、再送信に同意しない正当な理由とは認められないのではないかと整理させていただいております。

次に、6ページでございます。論点⑤、著作権処理についてでございます。

この点につきまして放送事業者のほうから、有線テレビジョン放送事業者は著作権処理を正しく認識しているとは言えず、著作権処理が不十分である。自局制作番組や購入番組については自局エリアでしか著作権処理を行っていないため、放送事業者の判断を超えるエリアで再送信が行われると、問題が生じるという主張をされております。

したがって、ここでの論点といたしましては、これまで再送信同意制度は放送の意図を担保する趣旨であり、創作性を保護する著作権制度とは別個の制度であると解してきておりましたけれども、著作権処理について、果たして今の時代、勘案する必要があるかどうかということになろうかと思えます。

ここでの考え方の方向性でございますが、放送の意図を担保する有線テレビジョン放送法の再送信同意制度と創作性を保護する著作権制度は、そもそも法目的が異なる以上、両者は別個の制度ととらえるのが適当であり、裁定に当たり勘案する必要はないのでは

ないか。金銭面の問題については、有線テレビジョン放送法の裁定ではなく、私権である著作権法に基づく著作権及び著作隣接権の行使によって解決されるべきではないかというふうに整理をさせていただいております。

次に、7ページでございます。論点⑥、視聴者や地元経済に与える影響についてでございます。

この点につきまして放送事業者のほうから、区域外再送信チャンネルの視聴が常態化すると、地域情報が見過ごされたり、緊急災害情報や有事情報の確認がおくれたりする可能性があり、大分県民が生命的・財産的な不利益を受けることが懸念される。再送信先に同一系列ネットワークに属する放送事業者がある場合には、地元系列放送事業者のローカル番組が視聴されるべきである。区域外再送信チャンネルの視聴の常態化によって、福岡への一極集中が加速し、地域の文化振興や経済の活性化にマイナスになることが懸念されるという主張がされておりました。

したがって、ここでの論点といたしましては、再送信同意制度は放送の意図を担保する趣旨であるところまで解されてきたところでございますが、視聴者や地元経済への影響について勘案する必要があるかどうかということになるかと思っております。

ここでの考え方の方向性といたしまして、地元情報を含め、どの情報を摂取するかは、情報の受け手である視聴者の自主的な選択がまず尊重されるべきものであり、放送事業者が判断すべき事項ではないため、放送の意図が害され、または歪曲されることとは関係がなく、裁定に当たり勘案する必要はないのではないか。地元系列局の番組が視聴されるべきであるという主張は、放送の意図が害され、または歪曲されることとは関係がなく、裁定に当たり勘案する必要はないのではないか。緊急災害情報の円滑な伝達について、県外の放送事業者が大分県民の生命的・財産的な利益の観点から主張することは、放送の意図が害され、または歪曲されることとは関係なく、裁定に当たり勘案する必要はないのではないかという整理をさせていただいております。

次に、8ページでございます。論点⑦、アナログ視聴者の保護についてでございます。

この点につきまして放送事業者のほうから、アナログ放送とデジタル放送は別の免許に基づく放送であり、アナログで同意していたからといって、デジタルで同意しなければならないということはないという主張がなされております。

ここでの論点といたしまして、アナログ放送とデジタル放送は別であるという主張には、放送の意図が害され、または歪曲されることをうかがわしめる具体的事実があるか

どうかということになるかと思えます。

ここでの考え方の方向性といたしまして、確かに免許上はアナログ放送とデジタル放送は技術的理由により別のものとなっているが、アナログ放送とデジタル放送は別であるという主張は抽象的であり、放送事業者からこの主張を踏まえた上での具体的説明がなく、大分県の有線テレビジョン放送事業者の再送信によって、放送の意図が害され、または歪曲されることをうかがわしめる具体的事実は認められないのではないかと。したがって、再送信により放送の意図が害され、または歪曲されることをうかがわしめる具体的事实在認められず、再送信に同意しない正当な理由とは認められないのではないかと整理をさせていただいております。

次に、9ページでございます。論点⑧、アナログ放送の再送信に関する同意状況についてでございます。

ここでまず放送事業者からの意見といたしまして、申請者の中には、過去に同意期限が切れた状態で再送信を行っていた者もおり、このような違法再送信期間があったという事実も勘案するべきであるという主張がなされております。

したがって、ここでの論点といたしまして、デジタル放送の再送信の裁定に当たって、過去に同意期限が切れた状態でアナログ放送の再送信を行っていたという事実を勘案する必要があるかどうか。その場合、形式上同意の期限が切れているものについて、個別の事情を勘案する必要があるかどうかという点があるかと思えます。

ここでの考え方の方向性といたしまして、アナログ放送の再送信における有線テレビジョン放送事業者の実態は、デジタル放送において放送の意図が担保されるか否かを推定する上での参考となるのではないかと。過去に同意期限が切れた状態でアナログ放送の再送信を行っていた場合、書面上の同意の期限が切れたという形式面だけでなく、(ア) そのような状況になった事情、(イ) その後の当事者の対応等を総合的に勘案して、デジタル放送において放送の意図が担保されるか否かを判断するということが考えられるのではないかと。そして、本件については、放送事業者から明示的に再送信停止を求められたという事情は認められず、また、同意期限切れ発覚後、放送事業者との協議により再び同意が得られているため、デジタル放送において放送の意図が害され、または歪曲される可能性は低いのではないかと整理をさせていただいております。

次に、10ページでございます。アナログ放送の再送信に関する同意状況について、

もう1つ論点がございました。

放送事業者からの意見で、大分ケーブルネットワーク株式会社は、過去に再送信同意が得られていながら、実際には再送信を行っていなかったという再送信同意契約違反があった。こういう事実を勘案するべきであるという主張がございました。

ここでの論点といたしまして、放送事業者の再送信同意は、有線テレビジョン放送事業者に再送信を義務づけるものか。すなわち、同意を得ながら再送信を行わなかった場合、再送信同意契約に違反することになるか。デジタル放送の再送信の裁定に当たって、過去にアナログ放送の再送信同意契約違反があったという事実を勘案する必要があるかということが挙げられようかと思えます。

そして、ここでの考え方の方向性といたしましては、同意を得ながら再送信を行わなかった場合に再送信同意契約違反になるか否かは、個々の再送信同意契約の内容による。本件について、大分ケーブルネットワーク株式会社がアール・ケー・ビー毎日放送株式会社及び九州朝日放送株式会社との間で交わした同意契約書の中には、「放送の再送信は、常に聴視できる状態におき、故意に中断しないこと」という条項が含まれており、再送信を行わない場合は再送信同意契約違反になるのではないか。アナログ放送の再送信における有線テレビジョン放送事業者の実態は、デジタル放送において放送の意図が担保されるか否かを推定する上での参考となるのではないか。過去にアナログ放送の再送信同意を得ておきながら実際には再送信を行っていなかったという事実については、(ア)そのような状況になった事情、(イ)その後の当事者の対応等を総合的に勘案して、デジタル放送において放送の意図が担保されるか否かを判断するということが考えられるのではないかというまとめにしております。

そして、本件については、大分ケーブルネットワーク株式会社は、同意を得たアール・ケー・ビー毎日放送株式会社及び九州朝日放送株式会社の放送について、無断で再送信を中止し、契約違反があったことが認められ、また、九州朝日放送株式会社については、その後、同意を出すことをとめていることから、当該再送信チャンネルについては、デジタル放送においても、放送の意図が害され、または歪曲される可能性があると言えるかどうか、議論が要るのではないかと、取りまとめております。

最後に、11ページでございます。論点⑨、裁定制度についてでございます。

この点につきまして放送事業者のほうから、裁定制度の導入時に比べてケーブルテレビが成長していることや全国4波化が進んでいることから、裁定制度について廃止を含

む見直しを行政に要望するという主張がなされております。

論点といたしまして、裁定制度の見直しについては、行政への要望事項に過ぎず、正当な理由には該当しないのではないかと、一応まとめております。

そして、考え方の方向性ですが、本件の個別ケースの判断に当たっては、現行法の再送信同意制度及び裁定制度を前提として同意しないことにつき正当な理由があるかどうかを判断するものであり、裁定制度の見直しという行政への要望事項については、ここでの同意しない正当な理由には当たらないのではないかというふうにまとめさせていただいております。

以上、まず資料に基づいての各論点についての考え方でございますが、なお、本日ご欠席の根岸委員及び長村委員から、事前に資料をごらんいただいております、コメントをいただいておりますので、紙は用意しておらず申しわけございませんけれども、口頭で若干補足をさせていただきたいというふうに存じます。

まず根岸委員からは、放送の意図を害さなければ、再送信に同意をしなければならないという現行の再送信同意・裁定制度を実質的に支える公益とは何かについては、依然として理解ができておりません。ただし、現行の義務再送信・裁定制度を前提とする限りは、事務局作成の資料に示された考え方の方向性をとるよりほかはないように思います。対価の支払いをさせるという指導ができればよいと思うのですが、難しいでしょうか、というコメントをいただいております。

また長村委員からは、全体の方向性としては事務局作成の資料に示された考え方の方向性でよいと思われる、といったコメントをいただいております。

以上、補足させていただきました。事務局からの冒頭の説明は、以上でございます。

○根元部会長　　どうもありがとうございました。

(2) 意見交換

○根元部会長　　この件に関しては、審議も大分回を重ねておりますが、いま一度その経緯を復習してみますと、デジタル放送での初めての裁定だということで総務大臣から有線放送部会が諮問を受けたわけですが、おそらくそのときに白紙の状態での諮問でございますので、従来と違った、アナログからデジタルに変わったという状況を勘案して、多様な観点から検討をなさいという御下命であったと思います。この裁定の制度が

できたのは、昭和61年でしょうか。そのころの国会答弁のやり取りを読ませていただきますと、いろいろと多岐にわたる問題点があって、それらがクリアされてその制度として確立しているというのは、容易に理解できるわけです。それを踏まえて、デジタルになったときにどうなるかということで、有線放送部会として多方面から調べなければいけないだろうということで、放送事業者、ケーブル事業者、それから地元の大分県の放送事業者からヒアリングを受けました。なおかつ大分県知事から地域の利害についての意見を求めて、今日まで来ているわけです。ヒアリングにおきまして、昭和61年の蒸し返しのような議論のような気がするわけですが、かなり多方面で非常に入り組んだ問題もあったと思います。ただ、我々としては裁定の方向に一步進めなければいけないので、その参考にするために事務局にいろいろ論点を整理いただいたわけでございます。

そうすると、裁定に向かいますと最初に議論しておかなければいけないのは、1ページにあります裁定に対する判断基準をどう部会としてまとめるか。そこをまず明確にしておかないと、以降の議論がなかなか進まないのかなという気がしております。事務局でまとめていただいているのは、裁定制度というのは再送信の同意制度を担保する制度であるとのことであります。担保するのは正当な理由があって、それは、放送の意図が害されるか、歪曲されるか、その点を考えましょうということでございます。現在のルールにより、これまでもこの裁定をやってきておりまして、いろいろ状況はあるのですが、現行、我々有線放送部会の立場としては、これまでどおりの裁定制度の立法趣旨に沿って進めていくということによろしいかどうかということをもまずご議論いただければと思います。多分前回か前々回の部会で根岸先生からお話があって、国会で5つの項目が示されていて、そこに整合するかないかで正当な理由であるかないかということを決めるのはしようがないだろうけれども、もしそれに付加的に加えられることがあったら、加えても良いのではないだろうかというご見解もあったわけでございます。そういうことを踏まえましてご議論いただきたいわけです。本部会としては、裁定を行うに当たっては、現行のルールで、放送の意図が害されているか、歪曲されているかというところを中心に事情を調べていくという線でいかがでしょうかということですが、もしご意見ございましたら、お願いします。ほかに何かを考える必要があるかということかと思いますが。

○関根部会長代理　　今、部会長がおっしゃったとおり、この立法趣旨はこれでいいのかというところが一番大きいと思います。私自身はこのまま進めていってももちろん構わな

いという気がいたしておりますが、一つ確認をさせていただきたいのは、一昨日でしたか、通信・放送の法体系が整備・見直しという形で進んでいると報道されたと思います。放送法にかかわる部分ですとか情報通信に関するさまざまな法体系をこれから変えるというふうには伺っておりますが、そういったことの将来動向ということは、ここでは全く気にしないで、切り離して考えていいのかどうかというところを確認させていただければと思います。

○根元部会長　いかがですか。

○中田審議官　法体系の話は、一昨日、研究会で中間的な取りまとめをいただきまして、そこでのタスクというのは、2010年の通常国会への提出を目指して検討をしていこうというタイムスケジュールになっています。そういう意味で一番早くて2010年に国会提出を目指すということでございまして、中・長期的な流れを見て法体系を考えていこう。特に通信・放送融合といった状況も念頭に置いてということでございます。そういう意味でこれから議論をしていかないと、一昨日の話は、非常に大枠といいますか、まずこういうベースで今後詰めていきたいと思いますというご提示があったということで、実際上の法律まで持っていくには、相当の議論というか、肉づけをしていかないとなかなか実定法にならないわけございまして、そういう意味では今日の諮問というのは現行法における何らかの判断をしなきゃいけないということでございますので、そこは相当距離があるということで、そういうかなり先のものの法体系というものを今この実定法の解釈に持ち込むというのはなかなか難しい。そこは一応切り離して考えていくべきだと考えております。

○関根部会長代理　そうですね。私も具体的には当然これは切り離して考えるべきだというのはわかるのですけれども、大きな流れというものをこの段階では考えなくていいのかなとも思いましたので。私は、現行法の規定の中では、この正当な理由というのが、放送の意図を害され、または歪曲されることがないように担保されるということに基づいているかどうかという論点で進めていただければ問題ないと思っております。

○大谷委員　今までいろんなご説明を伺ってきますと、再送信同意制度とか、その前提となる義務的な再送信制度というのは、とにかく放送の意図がゆがめられたり、害されたりしない限り、できるだけ広く再送信を認めて、とにかく放送として、電波であれ、有線であれ、一たん放送されたものはできるだけあまねく国民というか住民の方が享受できるための制度だというふうな理解が私なりに理解できたところですので、そういう

全体の制度趣旨、放送法と有線放送法の趣旨からしますと、今の考え方、放送の意図がゆがめられない限りといったところの一点でその正当性と正当な理由の有無を判断するというので、結論的には問題ないと思っはいるところではあります。

ただ、この問題について2つほど課題があると私は感じておまして、やはり昭和61年の立法趣旨というのは、国会で議論された国会の答弁の中で明らかにされたものですから、当然公にされている基準として明快であることは間違いないとは思いますが、六法を開いてもどこにもそれに近いことは書かれておりませんので、総務大臣の裁定を求めたときにどういう判断基準でそれが判断されるのかということについて、ほんとうに放送事業者にとって自明の理なのか、どちらかというとはそれは全く関係のない世界での議論のほうが放送事業者の方にとっては非常に熱心にされているということもありまして、そういう放送法、有線放送法の考え方というのが十分に浸透しているのかということについては、課題だと思います。ただ、今回の判断を左右するような事情ではないと思っはいると思いますが、今後の制度の枠組みを考えるに当たっては、ぜひ考慮すべきではないかというのが1つです。

そしてもう1つですけれども、放送の意図が害されないとか、その中心になっているのが編集意図という考え方だと思っはいるのですけれども、それはやはり著作隣接権制度でも十分に重疊的に保護されているというふうに見ることもできますので、放送制度の枠組みの中で改めて重ねてそれを規定することの意義というのがどれだけあるのかどうか。こうやって審議するということは決してむだではなかったと私は考えおます。再送信の同意を必要とする制度というのが、あまり放送事業者に制度趣旨が理解されていないままこのような形で申請が上がり、こうやって公務員の皆さんの貴重な時間が使われていくということ。結論があまり変わらないのであれば、意味のある制度なのかなということを考えるに至りました。ただそれも、先ほど申し上げたように、今回の判断を左右するようなことではないと思っはいると思います。現行法の趣旨に基づいて判断すればいいと思っはいます。

あともう1つ、デジタル化ということとアナログで認められてきた制度と何か変わっている点があるかというのを私なりにいろいろ考えてみましたが、この論点では思い当たることがなくて、ほかの論点ではアナログからデジタルへの大きな変換というのはもちろん制度に対するインパクトは大きいのですけれども、殊この問題に限って言えば、あまり思いつかないというのが正直なところでして、そういう意味でも、今回まとめて

いただいている考え方の方向性という一番大前提のところについては、全く賛同するという立場をとらせていただきたいと思います。

○根元部会長　ありがとうございました。

それでは、裁定の判断基準でございますが、事務局にまとめてもらったような、立法の趣旨に沿って裁定をやっていくといたしたいと思います。ただ、委員の皆さんがご指摘のように、私もそうですが、ヒアリングを通して、やはり将来、放送・通信の融合を含めて、あるべき姿を法的にしっかり整備する時期になってきているのではないかと感じるわけです。国会答弁を見ても、ある議員の方は、業者間で話し合いをやるべきで、官が裁定するとは何事だということも発言されていますし、伝家の宝刀だからめったに抜かないような発言もありますし、ケーブル事業は非常に数が少なくて、これから極端に多くはならないだろうというような、前提条件が沢山ありますね。ところが今は、ネットワークや、放送・通信の融合等、国としても体系化をしていかなければならない時期あると感じます。難しい問題だと思いますが、先ほど中田審議官からご説明いただいたように、やられるということですので、ヒアリングでいただいた様々な問題点は研究会のほうにお任せするというので、当部会としては現行のルールで裁定を進めていくというふうにさせていただきます。

大谷委員からご注意がありましたような、放送事業者の方が裁定についての5つの条件を必ずしも知っているかどうかという疑問があるとか、そういうのはやはり何かの格好で、周知・注意をするような格好で進めていけば解決できると思います。それでは先に進ませていただきたいと思います。

それでは、ヒアリングを通しまして、論点として、1ページの下に書いてあるような論点が9つ出ていたと思います。私もこれでよろしいかと思うのですが、何かほかに論点として抜けているようなことはございますか。よろしゅうございますか。

○根元部会長　この他、抜けがありましたら最後にまたご注意をいただくということで、裁定という観点から9つの論点についてご意見をいただきたいと思います。

2ページでございますが、放送の地域性及び県域免許制度との関係でございます。特に放送事業者から強く意見が出されていまして、県域というのは放送事業者にとっては死活問題で、そこをやるのが使命だ。それが脅かされるのではないかというような、危機感に似たようなご意見もあったわけでございます。それに対する考えと、放送の意図ということは放送の編集意図を指して、どの地域に再送信することは含まれないのでは

ないかという考え方でございます。これまでの裁定でも、このような方向がとられていたと思います。それから、県域免許は電波という物理的なメディアに対する法制度であると。それを有効利用という面でやっていくものであり、有線テレビジョン放送とは直接的に関係なく、県域免許制度とはそういう物理的なメディアという意味から矛盾はしないのではないだろうか。そういう意見でございますが、いかがでございましょうか。

ですから、再送信に同意しないという正当な理由にはならないという見解でございますが、いかがでしょうか。

○大谷委員　　ちょっと質問でよろしいですか。

○根元部会長　　はい、どうぞ。

○大谷委員　　放送の編集意図と言ったときに、地域が含まれるかというよりは、だれがそれを視聴するのかといったことが、番組の編集に全然関係ないかということ、関係があるのではないかなと考えておりました、例えば放送法の番組基準の考え方でも、放送の対象とするものに依じてその番組基準をつくったり、その編集の考え方を整理していくということなので、地域性というのは特にはないと思いますが、別の地域に住んでいる方たちのどういった方が視聴されるのかということが編集意図に影響がゼロだという言い方をしてしまうと、何となく放送法的前提としている考え方とそごが出てくるような印象を持っているのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○藤島地域放送課長　　その点につきましては、編集意図にそもそも、だれに見せるかということをおそらく、番組を制作するときにはきつと念頭に置いた上で番組をつくっておるのだろうと。全国の人に届ける、どういう世代の、あるいはどういうターゲットに届けるということは意識されておるのだろうと思いますけれど、一つの考え方として、そういう意図を持っていたとしても、ここに届けたいという意図は、それ以外の人に対して見てもらっては困るという積極的なというか、それと必ずしも一致するというか、矛盾するものではなかろうと。現実によくある話ですけれども、まさに首都圏を対象にしてつくった番組であっても、首都圏周辺の視聴者にとってその情報をぜひ知りたいと思うことはよくあるわけで、首都圏以外の人を見てもらっては困ると。地域では非常に考えにくいですが、例えば年代とかだと、アダルト番組は青少年には視聴されたくない。これは積極的な意図、公益として極めてよくわかるのですが、地域として、この地域の人に見てもらいたくない、見てもらっては困るという、それだけ積極的に、放送の意図を害するというのは、害すると言う以上、やはりそれぐらい強く、ほかの地域には見て

もらっては困るという具体的な事実、客観的な理由があって初めてそうであろうというふうを考えまして、ここでの地域性というのはそういう意味において、確かにここ中心に番組はつくっているという意図はあるのだけれど、それ以外の人が見ることによってその編集意図が害されたという、そこまでは言えないのではないかと思います。

○大谷委員　　そういうことでしたら、地域性というか、県外にお住まいになっている方に視聴されるということが、番組の編集意図、あるいは放送の意図に対する悪影響は全くない。悪影響があるとすれば、それを放送局のほうで証明しなければいけないわけで、そこまでの説明はなかったという言い方のほうが、やはり自然に頭に入るといって、地域性というのは全く関係ないという言い方になってしまうとちょっとずれた感じがしてしまいますので、結論としてはおっしゃるとおりだと思っておりますが、そのあたりをどう放送事業者の方にご説明するかというのは、工夫が要るなと思います。

○藤島地域放送課長　　わかりました。

○根元部会長　　ありがとうございます。免許は、例えば県域というのは県単位で、県のボーダーまで含めているのでしようけれども、県単位でやったとしても、アンテナとか電波の状況で自然と県外に漏れてしまう。それはしょうがないですね。漏れた電波を受けて、増幅して、有線放送で流すわけですね。ケーブルで受けているところは、少々頑張っても、その放送は電波では受けられない。有線放送で受かる。そういう状況だと、県域というルールを阻害することにはならないのですか。阻害しないという判断ですが、その判断の基準は何なのでしょう。免許をもらっている人は専有的に自分の権利であると思っているわけです。そこは、受けてはいけないところも受けているから免許に違反するのではないかという主義主張だと思うのですが、どう理解したらいいのですか。あまり影響が少ない、受けている人数が少ないので、全体として影響は少ないからというような理解なのでしょうかね。総務省が決めた県域免許制度にバッティングはしないと理解していいのですか。

○鈴木情報通信政策局長　　当然、今ご指摘のように、電波でやっていますから、電波で届かせるということは裏返しで、決めたところにはすべて届かせていただきたい。それは放送の普及を努力義務としているわけですから。地域を限定しないと、実は周波数が決められない。周波数が存在するというのが、一般放送事業で言えば、免許の一番基本になります。周波数を決めて、それに合わせて地域を決めることになる。それはその範囲できちっとやってくださいということを言っているのみであって、CATVの場合

について言えば、そういう物理的な制約が一切ありませんので、前の資料にもございましたが、1つの地域に複数の事業者が出ていることは当然あり得るわけで、そこについて無線による放送と有線の放送とを必ずしも同じソフィアにのせる必要はあるのだろうかということですね。

○根元部会長 先行きという意味合いで。

○鈴木情報通信政策局長 はい。その意味で、ここでも書いてあるような、有限希少性に基づくものと有線テレビジョン放送というのは違うのではないかと。もちろん有線テレビジョン放送の場合の施設は設置の許可制になっておりますし、業務については届け出制をとっておりますけれども、違ふと、我々は理解しているわけです。

○根元部会長 そうですか。対象とする法が違っている、両方とも認可を受けているわけで、その時点でクリアしているはずだと、理解するわけですね。

○藤島地域放送課長 あともう1つ、放送基本普及計画というもので放送対象地域というのを定めておるわけですが、これは、先ほど部会長がおっしゃられたような、放送事業者がここでは営業をやっていいですよといういわば専有エリアを与えたということではなくて、本来の趣旨は、住民が同一の放送番組の放送を同時に受信できる区域としてこれと。今局長が申しあげましたように、この電波を飛ばしているところは、この区域の住民はこの電波でちゃんと受かるようにしてくださいねという、そういう地域であって、そのエリアについて独占的な権利が与えられるといったものではないと。実態的にどういう効果があるかというのは、あるいは事業者の意識がどうであるかというのは置いておいて、少なくとも法の建前はそうであると。そこはやはり踏まえなければならないということだというふうに、ちょっと考えております。

○根元部会長 わかりました。

○関根部会長代理 今のことにかかわるかなと思いますけど、結局、県域免許というのは、電波が届く範囲を決めているのであって、言ってみれば物理インフラの範囲を決めているわけですね。たまたま電波が届いたところでの、コンテンツの中身についてまで、この内容はこの地域には届けないという制限をかけているものではないと思っています。だから、放送の意図というものは、当該地区はここですよと言って、そこにデータを送るというのは、単に電波の話なのであって、内容とは関係ないと思ってよろしいのですか。そもそも論ですけれども、要するに県域免許というものが決めている内容は、あくまで物理インフラの部分だと思ってよろしいのですか。そうとも言い切れないものなの

ですか。

○鈴木情報通信政策局長　先ほど私が説明させていただいたのは、わかりやすく物理的な面から制約があるということですので、法制度としてはそうした物理的な制約のもとに同じ内容のものを届けると。その地域にはすべて届けるというのを前提としてあるわけですね。放送法の対象は番組そのものですから、番組をその地域内には必ず届けてくださいということを行っている。それが経済的に成り立つ、成り立たないというのは、後の話だと思っております。

○安藤地上放送課長　放送法の定義としては、放送対象地域というのは、同一の放送番組の放送を同時に受信できることを相当と認められる一定の区域という言い方ですから、あくまでも同一の放送番組というところがキーになっています。インフラというのはあくまでも、同一の放送番組を送る地域の設定があって、そこで初めてインフラの話が出てきます。ですので、インフラ先にありきではございません。インフラ先にありきだと、例えば必ずしも県域である必要は何もなくて、世界的には全国放送が普通の国だっていっぱいあるわけでございますから。

○関根部会長代理　それはそのとおりですけれども、放送事業者の方が、もし再送信を認めれば県域免許というものが形骸化すると言われるところが、どうしてそうなるのかよくわからないと思ったものですから、そこで質問させていただきました。

○鈴木情報通信政策局長　県域免許と言われますけど、物理的に届く届かないという前提もあるものですから、前に申し上げたとおり、関東平野は1つの対象区域、あるいは中京圏も大阪圏もそうですし、あるいは、例えば鳥取、島根は1つの放送域、岡山、高松も1つの放送対象。これは、間に島があって、両方が入ってしまうから1つというのがあります。県域って、わかりやすく言うと県域と言っていますけれども、必ずしも県に限定されているわけではございません。

○根元部会長　よろしゅうございますか。

それでは、論点①に関しましては、考え方の方向性の下に記載されていますように、再送信によって放送の意図が害され、または歪曲されるということはないということでよろしゅうございますか。

○関根部会長代理　結構です。

○根元部会長　では、次に参りたいと思います。

論点②でございますが、地域限定の商業についてでございます。これは、意

見としては、広告主の意図に反する可能性がある。それから、放送事業者から放送の意図を阻害するというような意見がございました。具体的事実があるかということヒアリングでもいろいろお聞きしましたが、私の記憶では、特段なかったようにも思います。考え方はそこに提示されておりますが、これに関しまして何かご意見はございますか。

2項目に、大分県知事からも意見書があつて、県民にとっては良いのではという表現が書いてあったのですが、あまり困ってないのかなとは思いますが。

これはよろしゅうございますか。

○関根部会長代理 関東とか、関西とか、こういう広域圏では、みな東京のテレビを見ているわけですが、もし群馬の人が見えても、何も困ることはないと思います。放送事業者の意見は、すごく不思議なもののような気がしました。

○根元部会長 よろしゅうございますか。再送信に同意しない正当な理由ではない。裁定の基本的考え方の放送の意図が害されということにはならないということでございます。よろしゅうございますか。

○関根部会長代理 はい。

○根元部会長 ありがとうございます。

それでは、3番目でございますが、ワンセグ放送及びデータ放送についてでございます。これは、ワンセグと通常の放送を一体としてやるのが放送事業者の考え方であり、現時点ではやってないけれども、将来そうなるかもしれないとのが、ヒアリングでのお答えだと思っております。将来可能性があるもので、地上放送とワンセグを同時に見てもらって初めて放送の意図が示されるはずであると。ケーブルテレビだとワンセグを受けられるような設備にしないので、それだと放送の意図に反するではないかというご意見でございました。ワンセグとデータを一緒に見なければならぬかということでございますが、いかがでございますでしょうか。

事務局でまとめていただいているところは、具体的事実がないということです。まだやってないわけですからないわけで、ないことを想定して違反したとは言えないということで、放送の意図が害され、または歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められないので、これを原因として再送信に同意しないとは言えないという結論でございます。いかがでございますでしょうか。

○鈴木情報通信政策局長 1点よろしゅうございますか。

- 根元部会長 はい。
- 鈴木情報通信政策局長 現在、国会に私ども放送法改正案を提出させていただいております。残念ながら審議日程の関係でまだ審議はされていないのですが、その中でもこの部分の改正を想定しております。現在は、補完放送としてワンセグ以外の12セグメントを使って流す放送と同一の放送が流れることを前提とした放送になっておりますけれども、その意味ではここで言うと補完的な放送ということになるかと思いますが、改正法の中では、全く別の放送が流れる、独立の利用ができるような法改正を提案しております。その意味では、ここで説明があった、常に一体としての放送が出るということとまるっきり逆の法律の動きになっております。つまり、12セグメントを使って流している放送と、例えばそこでニュースをやっている、片一方のワンセグ放送では全然違うドラマとか、普通は逆でしょうけれども、そういう形の放送ができるようにしたいことから改正法案を提出しておりますので、彼らが補完放送しかしないという、それは法改正の意味がほとんどなくなってしまうことになってしまいますが、ただ、私どもが多くの放送事業者からのヒアリングをした結果では、別の放送をしたいということが表明されておりますので、私どもはそういう法改正を考えているということでございます。
- 中田審議官 ワンセグについては、例えば区域内再送信も同じことですし、義務再送信も物理的に受けることができないわけですね。そうすると、そもそも義務再送信という制度は存立しなくなります。
- 根元部会長 局長おっしゃったように別なものであると考えていくのでから、もしワンセグを再送信するのなら申請し直すと、こういうことですか。新しい法律になったら、全く別物だと考えるわけですね。
- 鈴木情報通信政策局長 今の放送免許の中で別の放送が流せられるというふうにしたいと思っております。
- 根元部会長 同じ免許の中でね。でも、形態が違うから同一視はしないということですね。
- 鈴木情報通信政策局長 はい。昔の放送で言うと、例えば多重放送をしていることがありますが、本放送のほかに多重放送で別の放送を流す。それも今は1つの免許で流せるというふうにしておりますから、考え方としてはそれと同じように考えたいということです。
- 根元部会長 このような将来の動向もありますし、現時点として放送の意図云々に支

障のある具体的事例がございませんので、再送信に同意しない正当な理由とは認められないということによろしゅうございますか。

○関根部会長代理 はい。

○根元部会長 ありがとうございます。

それでは、4番目でございます。経営的な影響と地元放送事業者の承諾についてでございます。これは結構大きい話題だったと感じています。放送事業者から、そこに書いてあるように、系列、それから地元放送事業者の経済状況等について意見がございました。論点といたしましては、放送の意図を担保するという趣旨でございますが、これに対して、放送の意図を害するという立場、もしくは歪曲するという立場から、何かまずい点があるかということが多分この部会での論点になると思うわけです。結論としては、事務局案にもありますけれども、うかがわしめる具体的な事実があるとは認められないということでございます。ですから、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。放送業界にとっては大きい問題ですが、これは当部会が審議する項目から大分離れていると思うのですが、いかがでしょうか。

○大谷委員 これは、確かにこういう整理をしていくとまさにこの整理していただいたとおりですが、一たん放送されたものを再送信するということについて、全く金銭的なものが動かないという。そして、片方で経営に対するダメージも、大して説明は、詳しくはされていたとしてもあまりよく理解はしていないのですけれども、それなりにあるとした場合に、再送信という行為について全く報酬請求権とかが発生しない現行の同意制度というものは、やはり何となくどこかいびつなのではないかという感じがしてならないんですね。それは後ほど出てくる著作権関係の論点でも同じでございます。著作権、権利処理が必要なものについては、差しとめ請求権まで認めないとしても、報酬請求権的なものはあってしかるべきだと思いますし、実際に経営に与える影響ですとか、そして再送信によって受けるメリットについて、それを金銭的に評価して、そして必要があればそれを授受する仕組みというところまで考えていかないと、いつまでたってもこういう意見が、こちらの論点からすると的外れな意見というのが絶えず出てくるという状態が変わらないのではないかなと。本筋ではないのですけれども、感想めいたことで恐縮ですが、そのように思っております。やはり今後、制度を抜本的に考えるときの考慮点の一つになるかなと思っております。

○根元部会長 ありがとうございます。

根岸先生からのコメントも、対価の支払いについて指導ができたらいいなというコメントがあるのですが、今、通信・放送融合の、当然このこと入っていると思います。そのような検討の場での議論に反映されればいいのかなと思います。いかがですか。

○中田審議官　今ご指摘の点は、まさにそのとおりだと思います。人のつくった著作物といえますか、お金をかけてつくったものを勝手に流して、それで自分の商売になる。対価も払わないというのはおかしいと。それはそのとおりですが、問題は、その解決というのが今の制度の中ではうまくできてないのは、それは、CATV法上の同意という場面で議論すべき話なのか、それとも著作権法上の許諾をするときにその対価として解決する問題なのかということでございまして、今のこの再送信同意の中でそこも含めて、そういう対価も含めたようなものとして、相対的な双方の合意点みたいな調整を図る仕組みにはむしろなっていて、ここでは、放送事業者の意図というものが害されるかどうかという、いわばデジタルな感覚で見ているということだと思うのですね。そういう意味で、ご指摘の問題をどこの場面で解決するのが適切かという議論だと思います。それをだんだん詰めていきますと、制度として、こういう再送信同意の問題と著作権というものを含めて、両方を解決するような統一的な法体系が要るのかという議論になってくる。そこまでいくと、なかなか抜本的な問題なので、ちょっと手に追えないなということになってくるのかなと思います。

○根元部会長　これについては、当部会からの要望事項として、答申に付記するというのはどうでしょう。「将来に向かってこういう検討が望ましい」という表現で。

○藤島地域放送課長　裁定の主文以外に要望事項を付記していただくというのはいり得るかだと思います。

○根元部会長　この問題は、国として難しい問題で、でも、いつまでもほうっておいてはいけないと思います。そういう機運が盛り上がっていけばよい方策ができると思うので、機会があればアピールしたほうがよいような気がします。

○鈴木情報通信政策局長　要望事項の付記に関連して、2つほど。1つは、現在の再送信の同意書なるものの中にも、請求権といいますが、著作権上の権利料についての支払いを留保するとはっきり書いてあるので、一応、彼らは認識しているということで、実際には払ってないということになるわけです。

もう1つは、CATVの放送事業者への著作権の支払いに関しては、放送事業者間における著作権の支払いとのバランスについても考える必要があるかということも問題に

なるのではないかと思います。

○根元部会長　それはそうです。

では、要望事項に関しては、後でまた考えるとして、論点④に関しては、再送信に同意しない正当な理由とは認められないということでもよろしゅうございますか、具体的事実が認められなかったわけでございますので。

それでは、そのようにさせていただきます。

次は、5番目でございます。これも同じく大きな問題でございますが、著作権処理でございます。著作権処理に関しては、正しくやられていないのではないだろうかというような問題が出ているわけでございます。論点の趣旨である放送の意図を担保することに関して、保護する著作権制度とは別個の制度であると。ですから、この部会で著作権処理について勘案する必要があるかどうかということが論点になるわけでございますが、考え方の方向性でございますが、再送信同意制度と著作権制度は、そもそも法目的が異なると、両者は別個の制度ととらえるのが適当であると、言うことで、今回は勘案する必要はないのではないかとということでございます。金銭面の問題については、私権である著作権法に基づく著作権及び著作隣接権によって解決されるべきではないかという考え方で、著作権に関してもこの裁定では、放送の意図を阻害しているということにはならないと、再送信の妨げにはならないという方向性が示されています。

ご意見いかがでしょうか。

ヒアリングでも文部科学大臣がケーブル事業者が放送しているのは明らかに著作権違法であるということを盛んに放送業界の方はおっしゃっていましたがけれども、この著作権問題については文科省で検討いただくということですか。

○山根情報通信政策局総務課長　文科省で考えるということではなくて、権利を侵害されている方が請求すればいいということだろうと思います。

○根元部会長　権利を侵害されていたら訴えなさいと、こういうことですか。

○山根情報通信政策局総務課長　はい。それは許諾権が存在しますので。

○根元部会長　別に法的に新たな方策をとるということでもないということですか。

○山根情報通信政策局総務課長　これだけこの問題が従来から問題になっているにもかかわらず、現実的にこの著作権に基づいてケーブル事業者を訴えた放送事業者というのは今までいないと。

○関根部会長代理　たしか著作権侵害というのは親告罪だと思いますので、侵害された

ということが明白でない限り、そのまま違法として降ってくるような法律ではないのでは…

○山根情報通信政策局総務課長　許諾権ですので、許諾した事実がないにもかかわらず放送されるということで十分だと。

○関根部会長代理　それによって明らかに侵害された権利がない限りは、訴えることができないというペティションだと思います。親告罪ですから、著作権は。

○大谷委員　民事的請求権があるにもかかわらず行使していないということについては、あまり行使する気もないし、その解決の道がとざされているわけじゃないと。総務大臣の裁定によって結果的に再送信が認められたとしても、著作権処理について自動的に何か判断されるわけではないというだけのことですね。

○関根部会長代理　そうです。

○大谷委員　それはそのとおりだと思います。

○根元部会長　それでは、我々としては、これについてはこのとおりでよろしゅうございますか。

○大谷委員　ちょっと細かいことで恐縮ですが、考え方の方向性のところで書いていただいていること、両者が別個の制度であるというのは間違いありませんし、裁定に当たって勘案する必要がないということは全く同意しているのですけれども、法の目的が異なるかということまでは、やはり私、最初に申し上げたように重複している部分が非常に多いので、法目的が異なるということまで書かれると、確かにもともと違う制度なのでそれぞれ違った目的を持っていること自体は間違いありませんけれども、それはあまりその理由ではなくて、全く別の制度だし、片方で同意が成り立っても著作権処理は別よという、それだけのことだと思いますので、それがわかるように整理していただいたほうがよろしいかなと思っております。

○根元部会長　ありがとうございます。

○鈴木情報通信政策局長　ちょっとその前に。法改正を審議した際に文化庁の担当がそのところについて具体的な答弁をしております。そこを参考にさせていただきます。前回、前々回、資料を出させていただいたと思いますので、一応確認いたします。

○根元部会長　では、論点⑤はよろしゅうございますか。

では、次に移らせていただきます。論点⑥でございます。視聴者や地元経済に与える影響についてでございます。緊急災害とか、それから、ローカル番組、福岡一極集中の

ことをいろいろ言われましたけれども、いろいろご意見はあったのですが、論点としては、放送の意図を担保する趣旨に対して何か大きい影響があるかということでございます。それに立って基本的な考え方は、そもそも考える必要はないのではということでございます。我々の範疇外であるということですが、ご意見いかがでしょうか。

○大谷委員　　ここの放送事業者の意見にあるとおり、ほんとうに地域情報が見過ごされた結果、緊急の情報の受信ができずに大変困ってしまうというのが事実なのであれば、さまざまな判断基準があるにしても、それは考慮すべきものだと思います。ただ、実際に説明を伺ってまいりますと、別にチャンネルを変えれば済むし、緊急災害情報でも、隣接している地域ですので、同時に影響を受ければそれなりの情報も伝わってくるということで、全く事実上は影響がないということなので、この論点については、結論は全くこのとおりでいいと思っております。ただ、ほんとうに県民の生命とか財産に影響があることがあるのであれば、確かに判断基準とは別なところだけれども、それを考慮しないということは、多分あり得ないと思います。ただ、もともと、どちらかという取ってつけたような意見になってしまっているんで、そういう意味では、結論は全く賛同いたします。

○根元部会長　　ありがとうございます。

○鈴木情報通信政策局長　　前回のヒアリングの際、根元部会長からそういう具体的な支障があったのかというのに対して、放送事業者側は、そういうことはありませんでしたと答えております。

○根元部会長　　視聴者は、自分の身に危険があったら、見ることのできる情報を自分で選択しますよね。そういう習慣になっていると思いますが。

○鈴木情報通信政策局長　　事実上、一方では逆に、CATVのほうが、P波とS波というのですか、その差をとってすぐ、地震が何秒後に来ますというのを今から放送しますと。現実の一部実験しているところもありまして、それを見ると逆にCATVのほうが早く入っちゃう可能性が実際にはあります。

○関根部会長代理　　災害情報に関しては完全にそうですね。NHKの放送文化研究所でもこういった非常時に、一体ユーザーがどのメディアを見て行動するかというのは随分研究していると思います。先々、政府のほうも例えば皆さんの携帯電話にプッシュ型で情報を送るなんていう研究もやっているわけですので、テレビがもし映らなければそれで情報が流れないというのは、ちょっと違うのではないのかなという気がいたします。

○中田審議官 現実に例えばBSとかCSを見て全国放送を見ていたら、地元の災害は入らないわけですから、ではそのBSとかCSを見ている人はどうするのだという話をしていくと、切りがないですね。

○関根部会長代理 そうですね。

○根元部会長 それでは、これも再送信を認めるに当たって障害にはならないというふうにさせていただきます。

次は7番目でございます。アナログ視聴者の保護についてでございます。アナログとデジタルは別の免許であると、裏には設備投資にたくさんお金がかかっているということ放送事業者の方はおっしゃっていました。ところが、放送の意図ということ、歪曲ということに関して具体的事実があるかということでございますが、特に具体的説明もなかったわけでございます。これも別に再送信に同意しない正当な理由には認められないというのが結論でございますが、いかがでございますでしょうか。

○根元部会長 よろしゅうございますか。

その次、⑧番にまいります。⑧番は、アナログ放送の再送信に関する同意状況についてでございます。これは、過去に同意期限が切れていて放送していたと。それから違法があったということで、けしからんじゃないかということでございました。これに対しての論点は、デジタル放送の再送信の裁定に当たって、過去に同意期限が切れた状態でアナログ放送の再送信を行っていたという事実をどう評価しますかということだと思います。個々の事情も勘案することもあり得るかということでございます。デジタル放送になっていくわけで、デジタル放送においても放送の意図が担保されるか否かを推定する上での参考にはなるだろうと。それから、期限が切れた状態でやった場合にもいろいろ場合があって、その状況によって対応が変わってくるということでございます。本件については、放送事業者から明示的に再送信停止を求められている事実はなかった。これはたしか、ヒアリングによると、書類提出を忘れていたみたいでした。それで期限が切れたとわかった時点で再び同意が得られているということで、デジタル放送においても、放送の意図が害されたり、歪曲されるような可能性、要するに同意をとるという当然とらなければならない行為についても、危険性は少ないのではないだろうかという結論でございます。いかがでしょうか。

○関根部会長代理 自動車の免許でも、うっかり失効というのがあるわけですから。これはうっかり忘れてしまったという話ですよ、たしか。

- 根元部会長　　そうでしたね。
- 関根部会長代理　　ですよね。お互い気がついてというか、もともと切れていること自身も相手も知っていたというふうには伺っていますので、その後もう一度同意をとり直しているわけですから、これは特に法的には問題がないような気がするのですけれども、いかがでしょうか。
- 根元部会長　　そうだと思います。少なくとも、気がついた時点で直しているわけですから、後に尾を引くような話ではないと思うのですが、よろしいですか。
- 大谷委員　　結構だと思います。
- 根元部会長　　では、論点⑧の（１）については、そのようにさせていただきます。
- （２）は、大分ケーブルテレビは、再送信の同意を得ながら実際には再送信を行っていませんでした。これは放送しないということですから、違反にあったこととなります。放送業界の再送信の同意は、必ず再送信をしないと義務づけているものかどうか。再送信をやめてしまったら違反になるかどうかという議論かと思います。これについてヒアリングでも出たのですが、結局はなぜ再送信をやめたのでしょうか。
- 藤島地域放送課長　　もともと大分ケーブルネットワークは加入者に対して、デジタルで放送を送り届けております。ところが、アナログでもらったやつは一たんデジタルに変換してから送らないといけないので、画質が悪いのであまりメリットがないなということでやめたということも聞いております。
- 根元部会長　　結局、再送信を認める阻害な条件ではないという結論ですね。個別的な状況だと思いますが。別に放送の意図は害しませんね。でも、ルールからはどうなのですか。
- 関根部会長代理　　故意の侵害になるのでしょうか。
- 藤島地域放送課長　　一応ここで挙げておるのは、コンプライアンスというのは、将来にわたってきちっと約束を守って、受けた放送をそのまま流し続けてくれるかどうかという信頼関係の問題で、先ほどの違法にしても、違法の対応がひどくて将来にわたっても信頼が得られないと。これに対しては確かに、今の五基準にびたりと当てはまるかどうかというところは少し疑問があるところですが、あえて考えれば、４番目の事業者としての適格性というところに関係するかなと思います。ただ、社会通念といいますか、常識といいますか、コンプライアンスに著しく難のある事業者について法の保護を与えないというのは、これはこれで一つの当然考えられる判断ではないかなというふ

うには思います。

- 関根部会長代理 要請が大きくないとすれば、問題はないかもしれません。
- 大谷委員 契約条件を軽視している感じがとても伝わってきて、結構不愉快な感じはしますよね。放送の意図をゆがめないと信頼できるような相手先かという、信頼できないと言われることにも何か理由があるような気がしてならないので。ただ、放送の意図が害され、歪曲される蓋然性が客観的に高いかどうかというのは、当事者が主観的に信頼があるなしというのとはまたちょっと離れているところにあると思うので、実際に同意がなされた場合には、その放送を丸ごと、細切れにもせずに再送信するんだろーということが客観的にうまく説明がつくのであればいいですし、それに対する反証としては信頼関係が壊れているということぐらいしかないわけなので、ほんとうに判断に迷うところですね。
- 関根部会長代理 そうですね。これはちょっと私も、故意に中断しないというところで少し気になるころではあります。ですから、せっかく契約があったのになぜそれを送らなかったのかというところはちょっと問題だと思うのですが、今のご説明ですと、アナログからデジタルに変換したときに品質が落ちるということですね？品質が落ちるという理由で送らなかったというのであれば、もしかすると、もともとの放送を害しないという意味では、もっとポジティブに考えることもできるわけですね。そういう品質の悪いものを視聴者に送らないというのは、放送の意図を害しないためであったとも言えるわけです。
- 根元部会長 なるほど。
- 関根部会長代理 そういうことも考えられるわけですね。
- 根元部会長 デジタルだったらそんなことは決してありませんという確認を得ておく必要があるということですかね。ヒアリングでは、デジタルになったらしっかりやるといっておりましたね。
- 関根部会長代理 そうです。
- 藤島地域放送課長 そう申しておりました。
- 根元部会長 わざわざ品質を悪くして送るのは心もとなかったので、やむを得ず中断していたということもあり得るかな。
- 関根部会長代理 難しいところですけどね。
- 大谷委員 でも、連絡も何もなかったのですよね。

- 藤島地域放送課長 そのようですね。
- 関根部会長代理 どうやって契約違反がわかったのでしょうか。だれが見つけたのかしら。
- 根元部会長 やっぱり調べるのでしょうかね。
- 関根部会長代理 過去に害したと言えたとしても、ほんとうにさっきおっしゃったとおりで、これからも害すると言えるかというところではないかと思います。コンプライアンスの考え方をどう見るかだと。
- 大谷委員 画質さえよければちゃんとやるだろうということは、あり得るわけですね。
- 根元部会長 もう一回調査しますか。回数はどの程度、視聴者がどれだけ迷惑するという判断になったのか。それはどういう事情で発生し、そういう技術的な問題が発生しなければしっかりとやるかという書面のようなものを貰わないと。本日の議論を踏まえて、大分ケーブルネットワークのほうに再度事情確認と、今後についての考え方、姿勢というものを書面で聴取したいと思います。
- それでは、次は論点⑨でございます。裁定制度についてです。放送業界からは、裁定制度については廃止を含む見直しをやるべきだと、行政に要望するというところでございます。これは行政への要望でございますので、我々の範疇外であることは明確でございますので、これを考えて正当な理由はないということにはしないということです。これによろしいですか。
- 関根部会長代理 はい、結構です。
- 根元部会長 ありがとうございます。
- 論点をまとめました9件についていろいろ検討を行ってまいりましたけれども、結論としては、大分ケーブルテレビへの問い合わせを除いて、特段、再送信に反対を許可しないということではないということでございます。
- 何かほかにご発言はございますか。もう1回、きょうご欠席の委員の先生が2人いますので、また連絡をとらせていただいて、次回、まとめの方向に行きたいと思います。きょうは、同意を認めるという方向の議論ということでよろしゅうございますか。
- 関根部会長代理 結構です。
- 根元部会長 何かほかにも、次回までに検討しておくようなことがございましたら、ご発言をお願いいたします。よろしゅうございますか。

閉 会

○根元部会長 本日の諮問事項に関する審議についての意見交換は、以上にさせていただきます。次回は7月11日を予定しておりますので、どうぞよろしくお願ひします。それでは、本日は、これにて終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。【[配付資料](#)】

担当：総務省情報通信政策局総務課情報通信審議会係 徳部、頓所

電話 03-5253-5694

FAX 03-5253-5714

メール t-council@ml.soumu.go.jp